

1 障がい者(児)に対する主な福祉施策の概要

岡崎市福祉事務所 その1

ページ	8	8	41	7	7	7	6	6	11	14	14	14	14	13	18	19	33	37	49	44	52	56	58	58	58	60	61	61	48	
障がい区分別対象者	児童扶養手当	市・県道児手当	保育料の減免	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	愛知県在宅重度障がい者手当	市中心障がい者福祉扶助料	心身障がい者扶養共済	心身障がい者医療	母子家庭等医療	後期高齢者福祉医療	自立支援医療(精神通院)給付	自立支援医療(更生)給付	補装具費の支給	日常生活用具費の支給	※障がい福祉サービス	自動車改造費の補助	NHK受信料の免除	障がい者タクシー利用助成	自動車税の減免	軽自動車税の減免	市民税の所得控除	所得税の所得控除	相続税の所得控除	市営住宅の家賃及び駐車場使用料の減免	県営住宅の家賃減免	生活福祉資金の貸付	駐車禁止除外指定車標準	
障がい区分共通施策	父または母が重度障がい	父または母が重度障がい		中度以上の障がい	在宅	2級の一部まで	2級まで		3級まで	3級まで	父または母が一定の障がいの場合	3級まで						非課税世帯	3級まで							4級まで	4級まで			
身体障がい者(児)障がい区分	視覚																		○		○	○							1~3級 4級の1 (4級の2)	
	聴覚・平衡機能																		○		○	○							聴覚2級 又は3級、 平衡は3級	
	音声・言語・そしゃく機能																		○		○	○								
	上肢																		○		○	○							1級 2級の1 2級の2	
	下肢																		○		○	○							1~4級	
	体幹																		○		○	○							1~3級	
	脳原性上肢																		○		○	○							1又は2級 (一上肢除く)	
	脳原性移動																		○		○	○							1又は2級 (3又は4級)	
所得・公的年金	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○												
制限	年齢	子が18歳以下	子が18歳以下	20歳未満	20歳以上	20歳未満			保護者が65歳未満	一部65歳未満	子が18歳以下	後期高齢者保険加入者		18歳以上	介護保険対象者は除く	介護保険対象者は除く														
	その他	施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	施設入所等は除く	措置入所等は除く		4~6歳の筋萎縮症も可	施設入所等は除く	4~6歳の筋萎縮症も可			入所・入院中は除く補装具あり	原則在宅、職は例外あり	改造前申請													
手続き及び問合せ先(電話)	子育て支援室		保育課	障がい福祉課				福祉医療課				障がい福祉課				西三河農林事務所 ☎(23)23712	市民税課		岡崎税務署 ☎23-6075	岡崎市営住宅管理センター (岡崎市役所内) ☎23-6320	三河住宅指導センター ☎(23)23712	社会福祉協議会 ☎(23)3383	岡崎警察署 ☎(58)110							
	手当給付係	管理係	障がい1係				福祉医療係				障がい2係	障がい1係		審査給付係	障がい1係		諸税係	市民税1係						☎23-6075	☎23-6082	☎58-6511	☎23-6320	☎(23)3383	☎(58)110	

注) 補装具については事前申請になります。介護保険該当者は、介護保険制度が優先になります。

※障がい福祉サービス⇒介護給付(ホームヘルプ・ショートステイ・施設入所支援等)訓練等給付(自立訓練・就労移行支援・グループホーム等)

注) 各施策には申請期限がある場合があります。

児童通所(児童発達支援・放課後等デイサービス等)

地域生活支援事業(在宅重度障がい者等入浴サービス・日中一時支援事業・移動支援事業等)については目次をご覧ください。

上表のほか次の制度もあります。詳細については各関係機関にお問合せください。

ページ	交通機関等の料金割引	問合せ先
45	タクシー運賃割引 迎車料金を除く規定料金の1割引(手帳提示)	各タクシー会社
46	バス運賃割引(市内) 第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳1・2級は本人と介護者、 第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額割引(降車時に手帳提示)	各バス営業所
45	JR・私鉄運賃割引 第1種手帳は本人と介護者(介護者がついての割引)(私鉄:要問合せ) 第2種手帳と第1種手帳の単独乗車の場合は片道100kmを超える区間 50%の割引(普通乗車券のみ)(切符購入前に手帳提示)	JR・私鉄営業所 (私鉄:要問合せ)
46	航空旅客運賃割引(12歳以上) 割引率は航空会社によって異なる(航空券購入前に手帳提示)(国内線に限る)	各航空会社等
47	有料道路通行料の割引 割引可能な車は1台に限定(名義は本人または家族のもの)※精神障害者保健福祉手帳は対象外 第2種身体障がい者手帳は本人運転のみ有効 割引率50% ※割引を受けるには証明印が必要(ETC利用者は登録が必要)	手続き先:障がい福祉課 手続きに必要なもの: 車検証、手帳、(2種のみ免許証)

ページ	その他の福祉施策	問合せ先
51	携帯電話料金の割引 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	各携帯電話会社
65	市の美術館等入場無料 市美術博物館・おかざき世界子ども美術博物館	三河武士のやかた家康館 各施設
13	自立支援医療(育成医療)給付 障がいの程度を軽くするための医療を要する18歳未満の身体障がい児	障がい福祉課
9	障がい年金等 20歳以上で年金の障がい等級表に定める障がいの状態のかたで支給要件に該当する場合(初診日より問い合わせ先が異なります。)	国保年金課・年金事務所・共済組合
25	災害時家具転倒防止金具取付事業 身体障がい者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級のかた	障がい福祉課

2 障がい者(児)に対する主な福祉施策の概要

岡崎市福祉事務所 その2

ページ	8	8	41	7	7	7	6	6	11	14	14	14	14	13	18	19	33	49	44	52	56	58	58	58	60	61	61	48						
障がい区分別対象者	児童扶養手当	市・県遺児手当	こども園・保育園保育料の減免	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	愛知県在宅重度障がい者手当	市中心障がい者福祉扶助料	心身障がい者扶養共済	心身障がい者医療	母子家庭等医療	後期高齢者福祉医療	自立支援医療(精神通院)給付	自立支援医療(更生)給付	補償費の支給	日常生活用具費の支給	※障がい福祉サービス	NHK受信料の免除	障がい者タクシー利用助成	自動車税の減免	軽自動車税の減免	市県民税の所得控除	所得税の所得控除	相続税の所得控除	市営住宅の家賃及び駐車場使用料の減免	県営住宅の家賃減免	生活福祉資金の貸付	駐車禁止除外指定車標章						
障がい区分共通施策	父または母が重度障がい者	父または母が重度障がい者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇						
	中度以上の障がい	在宅	2級以上の障がい	2級まで	3級まで	3級まで	父または母が一定の障がいの場合	3級まで	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	非課税世帯	3級まで療育A・B	〇	〇	〇	〇	4級まで	4級まで	〇	〇							
	心臓	じん臓	呼吸器	小腸・ぼうこう・直腸	免疫	肝臓	(65歳以上の新規手帳所持者となる方は対象外)										〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	1~3級(4級)	1~3級	1~3級(4級)	1級又は3級	1~3級(4級)	1~3級(4級)	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
知的障がい(児)	重度(IQ35以下)A	中度(IQ36~50)B	軽度(IQ51~75)C	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
精神障がい者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
制限	所得・公的年金	年齢	その他	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
手続き及び問合せ先(電話)	子育て支援室 23-6150	保育課 23-6144	障がい福祉課 23-6113	福祉医療課 23-6148	障がい福祉課 23-7674	障がい福祉課 23-6113	審査給付係 23-6853	障がい福祉課 23-6113	市民税課 23-6075	市民税1係 23-6082	岡崎税務署 58-6511	岡崎市営住宅管理センター 23-6320	三河住宅管理事務所 23-6330	社会福祉協議会 23-8938	岡崎警察署 58-1100																			

注) 〇については**事前申請**になります。介護保険該当者は、**介護保険制度が優先**になります。
注) 各施策には**申請期限**がある場合があります。

上表のほか次の制度もあります。詳細については各関係機関にお問合せください。

ページ	交通機関等の料金割引	問合せ先
45	タクシー運賃割引 迎車料金を除く規定料金の1割引(手帳提示)	各タクシー会社
46	バス運賃割引(市内) 第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳1・2級は本人と介護者、 第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額割引(降車時に手帳提示)	各バス営業所
45	JR・私鉄運賃割引 第1種手帳は本人と介護者(介護者がついての割引)(私鉄:要問合せ) 第2種手帳と第1種手帳の単独乗車の場合は片道100kmを超える区間 50%の割引(普通乗車券のみ)(切符購入前に手帳提示)	JR・私鉄営業所 (私鉄:要問合せ)
46	航空旅客運賃割引(12歳以上) 割引率は航空会社によって異なる(航空券購入前に手帳提示)(国内線に限る)	各航空会社等
47	有料道路通行料の割引 割引可能な車は1台に限る(名義は本人または家族のもの)※精神障害者保健福祉手帳は対象外 第2種身体障がい者手帳は本人運転のみ有効 割引率50% ※割引を受けるには証明印が必要(ETC利用者は登録が必要)	手続き先:障がい福祉課 手続きに必要なもの: 車検証、手帳、(2種のみ免許証)

ページ	その他の福祉施策	問合せ先
51	携帯電話料金の割引 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	各携帯電話会社
65	市の美術館等入場無料 三河武士のやかた家康館・岡崎城 市美術博物館・おかざき世界子ども美術博物館	三河武士のやかた家康館 各施設
13	自立支援医療(育成医療)給付 障がいの程度を軽くするための医療を要する18歳未満の身体障がい児	障がい福祉課
9	障がい年金等 20歳以上で年金の障がい等級表に定める障がいの状態のかたで支給要件に該当する場合(初診日より問い合わせ先が異なります。)	国保年金課・年金事務所・共済組合
25	災害時家具転倒防止金具取付事業 身体障がい者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級のかた	障がい福祉課